

歯学教育認証評価 評価基準最終版

歯学教育認証評価検討WG幹事会

はじめに

各歯科大学・歯学部¹の教育活動についての質を保証するため、各歯科大学・歯学部を定期的に評価し、教育活動などの状況特に歯学教育プログラムが「評価基準」に適合しているかどうかの評価を行う必要があると考えられます。しかし現在我が国には歯学教育認証評価基準が存在していません。歯学教育認証評価検討WGは、まず第一歩として歯学教育認証評価基準トライアル版を作成しました。平成26年から平成28年にかけて7大学に対して、この認証評価基準に基づいて歯学教育認証評価トライアルを実施しました。そのトライアル結果を多角的に評価して、歯学教育認証評価基準トライアル版の修正を行い、平成28年10月から11月に我が国の29歯科大学・歯学部、日本歯科医学会、日本私立歯科大学協会、日本歯科医師会に対しまして意見聴取を行いました。その結果を踏まえて、歯学教育認証評価最終版を作成しました。

この歯学教育認証評価基準最終版は、歯学教育認証評価検討WGが約4年半を費やして作成したものです。はじめに、英国・米国の歯学教育認証基準や、我が国の他分野の認証評価基準を調査してトライアル版を作成しました。トライアル版においても、欧米の基準に合致しているとともに、我が国の他分野で既に行われている認証評価基準と比較しても遜色のない内容になっており、歯学教育認証評価基準トライアル版は歯学教育プログラムとして満たすことが必要と思われる要件および当該学部・学科の教育研究上の目的に照らして、教育活動などの状況を多角的に分析するための内容を定めてありました。さらに、上記のように実施したトライアル大学への結果を踏まえて必要な修正を数回加えたものです。

この歯学教育認証評価基準最終版は、自己評価の参考となるものであり、自己点検・評価には、全ての基準項目について、「現状の把握」、「点検と評価」、「改善に向けた提言」の3項目の記載と根拠となる資料の提示が求められます。外部評価の際にも、この基準に基づいて自己点検・評価と現地実地調査による評価の結果を踏まえて、評価と提言が行われることとなります。

「基準」は各学部・学科において定められた内容が満たされていることが求められるものです。「観点」は各「基準」に関する細則を示したものです。「視点」は「観点」の自己点検時に参考となる資料など一部の例を示しています。自己点検時には「視点」として示された項目以外も合わせて行うことが望ましいと思われま

この歯学教育認証評価基準最終版は、必要最低限のものを示しているに過ぎません。歯科大学・歯学部の独創的な取組を排除するような意図は全くありません。各歯科大学・歯学部が永年培ってきた個性や特徴、すなわち地域文化や伝統に根を下ろし、独自の使命を果たすべく多くの教育的取組がなされています。そのような貴重な取組に対してはますますの発展を期待します。

歯学教育の認証評価基準の確立が一つのきっかけとなり、今後我が国の歯学教育が国際的に高く評価されることを強く願っております。

1. 教育の理念及び目標

【基準1-1】

歯学教育における教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ明確に示され、公表されていること。

【観点1-1-1】大学・学部理念を踏まえ、かつ国民の求める歯科医師養成を行うという教育目標を設定し、これらを教職員及び学生に周知し、かつ社会に公表していること。

(視点)・理念・目的の明確性と適切性

- ・個性化・多様性の視点
- ・コンピテンシー
- ・周知方法と公表方法
- ・効果

【観点1-1-2】教育の理念及び目標の適切性について定期的に検証を行っていること。

(視点)・点検、評価 (PDCA サイクル)

- ・検証、改善の事例
- ・3 ポリシー(アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー)の一体化の検証システム

2. 学生の受け入れ

【基準2-1】

学生の受け入れ方針(アドミッションポリシー)が明確に設定され、それに従って適切に入学者選抜を行っていること。

【観点2-1-1】大学・学部理念、設置目的及び教育目標に即した学生の受け入れ方針(アドミッションポリシー)を定めていること。

(視点)・学生の受け入れ方針(アドミッションポリシー)

【観点2-1-2】入学者の適性を的確かつ客観的に評価するための選抜方法及び選抜手続きを設定し、社会に公表していること。

(視点)・学生募集方法及び入学者選抜方法の適切性

- ・多様な人材に修学の機会を与える視点

【観点2-1-3】学生の受け入れ方針(アドミッションポリシー)・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムを確立していること。

(視点)・点検、評価 (PDCA サイクル)

- ・検証、改善の事例

【基準2-2】

入学者実数が入学定員数(募集人員)と比較して適正な数となっていること。

【観点2-2-1】優れた資質を持つ入学者選抜を行っていること。

(視点)・志願倍率と実質競争倍率の乖離

・学力の担保

【観点2-2-2】入学定員（募集人員）に対する入学者数及び学生収容人員に対する在籍学生数を適切に管理していること。

(視点)・入学定員（募集人員）充足率

・入学定員（募集人員）に対する在籍学生数の比率

・編入学の割合

3. 歯学教育課程の内容・方法・環境

【基準3-1】【教育課程の編成・実施方針】

教育研究上の目的に基づいて、教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）が明示され、公表されていること。

【観点3-1-1】教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）を設定していること。

(視点)・教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）の提示

・カリキュラムマップの提示

【観点3-1-2】教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）を設定するための体制を構築し、その適切性について定期的に検証していること。

(視点)・委員会組織及び活動

・点検、評価（PDCA サイクル）

・検証、改善の事例

【観点3-1-3】教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）を大学の教職員及び学生に周知し、かつ社会に公表していること。

(視点)・周知方法と公表方法

・効果

【基準3-2】【教育課程の内容・実施】

教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）に基づいて、歯学教育課程が編成され、実施されていること。

【観点3-2-1】歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を包含した教育課程を体系的に編成し、実施していること。

(視点)・適切な授業科目の体系的配置

・準備教育の充実（学士力の担保）

・独自の教育カリキュラムとその効果

・モデル・コア・カリキュラムとアドバンスド・カリキュラムの組合せとバランス

・研究者養成、グローバル人材育成

・キャリアパス

【観点3-2-2】医療人として基本的な人格形成のために、豊かな人間性、知性を養うための教育が行

われていること。

- (視点)・医療人育成に向けた各大学の特色ある講義・実習
・医療倫理学、プロフェッショナリズム、医療コミュニケーション、

【観点3-2-3】学士力の担保を念頭に置いた医療人育成を目指した歯学教育カリキュラムを提供していること。

- (視点)・授業・演習・実習形態のバランス適切性
・能動的学習の推進の視点
・生涯学習の観点
・幅広い知識修得と体験の視点

【観点3-2-4】到達目標が明示されたシラバスを作成し、それに基づいた授業を行っていること。

- (視点)・シラバス
・時間割

【観点3-2-5】大学・学部理念・目的及び教育目標達成のため、教育課程、教育方法について、特色ある取組を行っていること。

- (視点)・講義、少人数グループ教育、問題基盤型あるいは症例基盤型学習（臨床推論）、相互学習、体験学習、実験、臨床見学、臨床技能教育（シミュレーション教育）、臨床実習、地域実地経験、WEBを通じた学習等、研究室配属、学会などで研究発表

【基準3-3】【教育環境】

教育目的に沿った教育を実施するための教育環境が整っていること。

【観点3-3-1】歯学教育課程の実施に必要な教育施設・設備、支援体制が整備されていること。

- (視点)・講義室
・実習室
・スキルスラゴ
・図書館(図書室)
・談話室、自習室、コンピュータ室
・支援体制

【基準3-4】【教育成果の検証】

教育成果について定期的に検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけていること。

【観点3-4-1】学習成果について定期的に検証を行い、教育の改善につなげる組織的な仕組みを整備していること。

- (視点)・委員会組織及び活動状況
・授業評価など

【観点3-4-2】検証した結果に基づき、教育の改善を行っていること。

- (視点)・PDCA サイクル
- ・検証・改善の事例

4 . 患者への配慮と臨床能力の確保

【基準4-1】【臨床実習体制】

多様な患者ニーズに配慮した診療参加型臨床実習を行う体制が整備されていること。

【観点4-1-1】診療参加型臨床実習の管理運営体制が整備されていること。

- (視点)・臨床実習の運営体制
- ・指導歯科医の資格、資質等

【観点4-1-2】診療参加型臨床実習の指導歯科医の条件が明示され、十分な教員数が配置されていること。

- (視点)・指導歯科医数、臨床教授数
- ・指導歯科医の要件（臨床経験年数、専門医、認定医の資格、指導歯科医講習会・FDの受講歴）

【観点4-1-3】患者に臨床実習の意義が説明され、患者の同意が確認されていること。

- (視点)・患者の同意書

【観点4-1-4】臨床実習に必要な施設・設備を整備していること。

- (視点)・臨床実習用歯科ユニット
- ・臨床実習用技工室
- ・シミュレーター室

【基準4-2】【臨床能力向上のための教育】

卒業後に適切な医療的責務を果たせるように十分な態度、知識、技能を習得させること。

【観点4-2-1】臨床実習開始前に学生の態度、知識、技能の評価を行い、診療参加型臨床実習を行う学生の質の担保を図っていること。

- (視点)・臨床実習開始前に達成すべき基本的態度・知識・技能の到達目標
- ・共用試験の利用方法
- ・共用試験の成績

【観点4-2-2】患者の安全に配慮しつつ、臨床能力の向上のための教育カリキュラムを整備していること。

- (視点)・臨床実習用シラバス
- ・学部規程など
- ・臨床実習内容（水準1-4）
- ・臨床実習の形態（固定実習型、ローテイト実習型、ハイブリッド型）

【観点4-2-3】診療参加型臨床実習に十分な実習時間を定め、実践していること。

- (視点)・学生1人あたりの担当患者数
- ・自験数、介助数、見学数
- ・補完教育（自験、介助、見学、補完実習の割合）

【観点4-2-4】卒業時の臨床能力が明示され、診療参加型臨床実習の終了時に、習得した能力を評価するシステムを有し、臨床能力を担保していること。

(視点)・臨床実習用シラバス

- ・終了時 OSCE 等の臨床実習終了時の評価方法
- ・臨床研修との連続性
- ・ミニマムリクワイヤメント

【観点4-2-5】診療参加型臨床実習に際して、医療過誤、医療事故防止、感染対策等に関する医療安全教育が行われていること。

(視点)・学生への講義、セミナーと実施時期

- ・マニュアルの整備
- ・学生の保険加入状況

5. 成績評価と卒業認定

【基準5-1】【成績評価】

各科目の成績評価（態度、知識、技能を含む）の基準・方法が設定され、公平かつ適切に行われるとともに、学生に公表されていること。

【観点5-1-1】学習の成果に対する評価、単位認定の基準及び方法を設定し、学生に明示していること。

(視点)・シラバス等

- ・学部要覧

【観点5-1-2】設定された成績評価の基準・方法により、成績評価を学生に告知していること。

(視点)・個人情報に配慮した告知法

- ・臨床基礎実習等の評価を含む
- ・GPA の活用

【観点5-1-3】進級判定基準を設定・公表し、適切な評価・判定を行っていること。

(視点)・留年者及び退学者等の状況

- ・判定・評価のプロセス
- ・進級判定基準
- ・委員会・教授会記録

【基準5-2】【学位授与方針（ディプロマポリシー）】

教育の目標に基づいて学位授与方針（ディプロマポリシー）が設定、公表され、修了認定が公平かつ厳格に行われていること。

【観点5-2-1】教育目標に基づいた学位授与方針（ディプロマポリシー）を設定し、公平かつ適正な卒業認定を行っていること。

(視点)・教育目標とアウトカムの明示

- ・学位授与方針（ディプロマポリシー）の明示
- ・教育目標と学位授与方針（ディプロマポリシー）の整合性

・コンピテンシー

【観点5-2-2】学位授与方針（ディプロマポリシー）を教職員及び学生に周知し、かつ社会に公表していること。

（視点）・周知方法

・公表方法

【観点5-2-3】学位授与方針（ディプロマポリシー）の適切性について定期的に検証を行っていること。

（視点）・卒業生の進路及び活動状況（国家試験合格状況及び臨床研修マッチング状況、アンマッチ率）

・点検、評価（PDCA サイクル）

・検証、改善の事例

6. 教員組織

【基準6-1】

歯学教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員組織が整備されていること。

【観点6-1-1】教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員を配置していること。

（視点）・教員に求める能力・資質の設定（選考基準）、任用規定

・教員組織の編成方針

【観点6-1-2】学生数に対する専任教員の比率が適切であること。

（視点）・教授、准教授、講師、助教の比率と年齢構成

・女性教員、外国人教員

【観点6-1-3】教員の募集・採用・昇任を適切に行っていること。

（視点）・教員人事の透明性と適切性

・公募制、任期制の導入

・他大学出身者の教員採用率

【観点6-1-4】歯学研究を遂行し、将来の歯学研究を担う人材育成のため高い研究力を有していること。

（視点）・組織としての競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を含む）

・組織としての研究に対する第三者評価結果

【基準6-2】

教員の教育能力の向上を図るために組織的な取組が定期的にかつ適切に行われていること。

【観点6-2-1】教員の教育能力の向上を図るための組織・体制を整備していること。

（視点）・FD委員会等（職員研修（SD）も含む）の組織

【観点6-2-2】教員の教育能力の向上を図るために、定期的にFD活動を行っていること。

（視点）・FD活動記録

7 . 点検・評価

【基準7-1】

教育研究活動について自己点検・評価を行い、その結果を公表していること。

【観点7-1-1】自己点検・評価に関する組織を整備していること。

(視点)・質保証のための体制整備と実施

- ・組織レベル・個人レベルでの質保証のための体制構築

【観点7-1-2】教育研究活動について点検・評価を行い、その結果を公表していること。

(視点)・自己点検・評価の実施と結果の公表

- ・教員評価システム
- ・公開されている自己点検表
- ・適切な情報公開方法

【基準7-2】

教育研究活動に関する第三者評価を受審し、その結果を公表していること。

【観点7-2-1】認証評価機関等の第三者評価を受審し、その結果を公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

(視点)・受審機関と結果の公表法(機関別、法人評価等)

- ・公表されている評価報告書
- ・特記すべき事項

【基準7-3】

自己点検・評価及び第三者評価の結果に基づき、教育研究活動の改善に反映させていること。

【観点7-3-1】自己点検・評価及び第三者評価の結果に基づき、教育研究活動の改善に反映させていること。

(視点)・点検、評価(PDCAサイクル)

- ・検証・改善の事例